

(1) 財団法人 とっとり政策総合研究センター 給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成19年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	35,457 千円	3,140 千円	10,537 千円	49,134 千円

(注) 職員手当には退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

研 究 員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
375,000 円	403,250 円	33 歳

(注) 1 「平均給料月額」は、扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考	
一 般 職	大学卒	176,800 円	鳥取県職員の例による
	高校卒	142,800 円	
研 究 員	大学院 修士課程 以上	250,000 円 ~ 420,000 円	経歴、業績等を考慮して決定

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一 般 職	大学卒		- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	
研 究 員	大学院 修士課程 以上		- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	内 容	
期末手当 勤勉手当	（支給割合）	
	区分	期末手当
	6月期	1.2月分 (1.5)
	12月期	1.4月分 (1.5)
	計	2.6月分 (3.0)
	勤勉手当	0.725月分 (-)
	勤勉手当	0.725月分 (-)
	計	1.45月分 (-)
	（注）（ ）内の数値は、研究員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	（平成19年度実績）	
	支給総額	支給職員数
	10,537,366 円	8 人
		1人当たり 平均支給額
		1,317,170 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	（支給率）	
	区分	自己都合
	勤続20年	23.5月分
	勤続25年	33.5月分
	勤続35年	47.5月分
	勤続40年	53.5月分
	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により 退職する場合に加算があります。	
	（平成19年度実績） 該当なし	
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	（平成19年度実績） 1人当たり平均支給年額 319,097円	
区 分	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 （県の規定に 準ずる）	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	鳥取県職員の例による （平成19年度実績） 該当なし

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
扶 養 手 当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000円を加算	
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 20,187円		
住 居 手 当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		平成19年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,458,000 円	5 人	24,300 円
通 勤 手 当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給	
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		オ ノーマイカー運 動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1 月あたり3往復程度参加することを 想定した通勤手当を支給	
		(平成19年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		559,330 円	7 人	6,658 円

6 役員の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	500,000 円	制度なし	